

第1回 生駒市法令遵守委員会

日 時 平成19年11月1日(木) 10:00～
場 所 生駒市役所4階 401・402会議室
出席者 山下真市長
秋田仁志委員
河良彦委員
比山節男委員
安井企画財政部長、今井企画政策課課長、
川島企画政策係長、小北

議案

1. 開会

○辞令書の交付

○市長挨拶

- ・この度は法令遵守委員にご就任いただきありがとうございます。
- ・法令遵守条例につきましては、昨年に行行政改革推進委員会の「口利き等適正対応検討部会」からの提言により、3月議会に提案したところ否決されましたが、その直後に、総合スポーツ公園等の事件が発覚し、事件発覚後の6月に訂正の上提案したところ可決されました。
- ・一般職公務員を守るこの制度によって不当要求に抵抗できるようになれば、法令に則った職務を執行できるのではと考えています。
- ・この制度を本当に活用していくには、職員の意識だけでなく、市民、取引業者、議員の意識変換も必要で、魂を入れる作業はこれからというところです。
- ・職員等への啓発も行っています。庁舎等施設には、市民向けパンフレット等を置くようにしています。全職員を対象に説明会も行い、手引きの作成も行いました。後はこの制度をどんどん実効性のある物にしていくことが重要だと考えています。

事務局から各委員の紹介

○委員長選任

- ・委員の互選により委員長は比山委員に決定。
- ・委員長の指名により職務代理者は秋田委員に決定。

○会議の公開について

事務局 今回の会議につきましては、具体的な審議案件がないので公開とさせていただきます。今後も、具体的な審議案件や個人情報保護に関わる内容を審議する場合を除いて、公開とさせていただきますのがよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

2. 案件

- (1) 公益目的通報の流れについて
- (2) その他の所掌事務について
- (3) その他

(議事内容)

○案件(1) 公益通報の流れについて

委員長 提出された資料について事務局から説明願います。

事務局から説明

委員長 説明会での、職員の方のおもな関心、反応はどうか。

事務局 質問はほとんどなかったのですが、今後具体的な問い合わせがあるかと思えます。

委員長 以前の資料を拝見しましたが、物品購入等の要求はどの制度に該当しますか。

事務局 要望記録制度の対象となります。不当要求行為に該当すると判断した場合、市長は是正措置を講じることとなり、警察への通報、公表といったこととなります。

委員長 不当とならない、ぎりぎりのところで言ってくることもあります。

事務局 断っても頻繁に言ってくるようであれば不当要求行為とみなされるかと思えます。

委員長 1回来ただけでも記録として残るのか。

事務局 事業者の営業活動は例外となっています(7条の「記録の例外」)。業務に関係のない本を買ってくれというような場合は、日常的営業活動に該当させるのは難しいと思います。声を荒げるといったことや、いらないと言っているのに何回も来るといったことも不当要求行為になるのではと思います。営業活動時の態度に対して、また、内容に対しても考えられます。委員の方にも状況に応じて判断いただくこととなります。通常、判断は市長が行いますが、判断が困難な場合は委員会に諮問して意見をいただくこととなります。

河委員 会議の開催頻度はどれくらいになりそうですか。

事務局 当初は2ヶ月に1回、定期的にお願いしたいと考えています。公益目的通報があった場合は、2週間に1回程度の開催とし、3回を目安に結論を出していきたいと考えています。また、制度による抑止力等の成果が見られ、ペースがつかめれば、3ヶ月に1回の開催としていきたいと思えます。次回は1月をお願いします。

委員長 制度が活用されるようになり、浸透していけば、制度を使う機会もなくなると思えます。

事務局 制度の運用方法については事務局案なので、委員の方からも随時意見をいただきたいと思えます。参考資料として大阪市、新潟市の資料を用意しています。大阪市の場合、誰でも通報ができるので、平成18年度に匿名も含めて年間875件の通報を受け付けています。当市では通報できる者を限定しているのここまではいかないだろうと思っています。是正勧告等が14件行われましたが、不当要求行為はありませんでした。開催は29回、1回平均4時間位と聞いております。新潟市では平成18年度に年間2件で、生駒市においてもそれと同等か少ないくらいになるのではと考えています。

○案件(2) その他の所掌事務について

委員長 提出された資料について事務局から説明願います。

事務局から説明

秋田委員 公益目的通報が今日から施行されるということで、市長もおっしゃっていたが、職員を守る事により市民の利益を守るという効果が期待されます。問題は早い時期につみ取る必要があり、法令遵守できる状況になっているかが重要だと思えます。現在の生駒市の状況も知りたいし、公判についても記録を確認し、どうすればよくなるかをまとめていきたい。

事務局 事件に対して市の内部で調査委員会を作っています。職員アンケートも実施しており、その報告が出た際には結果をお配りしますので、ご意見なりをいただきたいと思えます。案件が起こらないように、予防する事が大事と思っています。

秋田委員 調査委員会の資料については、その都度まとめて頂きたい。

事務局 随時資料をお配りします。

委員長 指定管理者も対象になっているが、対象となる団体はいくつかありますか。

事務局 指定管理者は主に市の外郭団体になっており、市営駐車場は民間による指定管理となっています。指定管理者以外にも、委託事業者も公益目的通報が可能となっていますので、事業者から委員の方へ通報する可能性もごございます。

委員長 第3セクターや指定管理者からの通報に対して、きちんと運用できるかどうか問題かもしれません。

○案件(3) その他

事務局 連絡事項となりますが、次回開催スケジュールを決めさせていただきます。案件が来ればすぐにも開催することになりますが、なければ、1月23日の午前10時からでいかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

秋田委員 通報が来た際に、委員同士でのやりとりが必要になるので、事務局で連絡先をとりまとめていただきませんか。電話、Fax、Eメール等。

事務局 とりまとめの上、後日お渡しいたします。

3. 閉会

委員長 以上で第1回会議を終了します。